

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置
厚労02	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
厚労03	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労04	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長
厚労05	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労06	交際費課税の特例措置の延長
厚労07	公害防止用設備に係る特例措置の延長
厚労08	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置
厚労09	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続
厚労10	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続
厚労11	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）
厚労12	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していくこと、及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかになされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、引き続き、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置 (国税5)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人は、平成18年の医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業を行う病院・診療所に係る固定資産税等の非課税という税制措置が講じられている。 一方、周辺環境の変化等により、救急医療等確保事業に関する実績要件を満たすことができなくなった場合には、社会医療法人の認定を取り消されることとなるため、社会医療法人の運営において不安定な要素となっている。 また、認定を取り消された場合には、それまでの収益事業以外の事業から生じた所得の累積額を取消年度の益金に算入されることにより、地域医療の中核を担っていた社会医療法人のその後の運営が困難となるおそれがあり、結果として、地域における医療の確保に支障をきたし、国民の生活に多大な影響を与えるおそれがある。 このため、本年の通常国会に提出した「医療法の一部を改正する法律案」においては、周辺環境の変化等により社会医療法人の認定を取り消された医療法人は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、収益業務を継続して実施できることとしている。 これに伴い、認定を取り消された場合であっても、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、一定期間においては課税を繰り延べ、当該計画に関する設備整備等に支出した額を費用に計上できる措置を講ずる。 また、本年の通常国会に提出した「医療法の一部を改正する法律案」において、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしており、これに伴い、所要の税制上の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っており、法人経営の安定を図ることで、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。 また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしており、複数の医療法人等が一般社団法人である地域医療連携推進法人の社員となり、グループの統一した方針の下、ヒト・モノ・カネの一体的運営により、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する。 《政策目的の根拠》 本年の通常国会に提出している「医療法の一部を改正する法律案」において、周辺環境の変化等により社会医療法人の認定を取り消された医療法人

			は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、収益業務を継続して実施できることとしている。 また、同法律案においては、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 複数の医療法人等が一般社団法人である地域医療連携推進法人の社員となり、グループの統一した方針の下、ヒト・モノ・カネの一体的運営により、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数 地域医療連携推進法人の設立数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により社会医療法人の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要不可欠な医療を継続して提供することができる。 地域医療連携推進法人の設立が促進されることで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される。	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～) 認定取消によりこれまでの収益全額を益金算入されて課税されることで、社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。

			<p>地域医療連携推進法人の設立が促進されないことで、医療法人等の横の連携、機能分化も強化されず、効率的な地域医療の提供の機会が失われるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年4月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、引き続き、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。 また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するものであり、その促進を図る観点から、租税特別措置等が必要である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>社会医療法人は、平成18年度医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、租税特別措置法による税制上の優遇措置により、社会医療法人の経営の安定化を図り、地域の医療提供体制を確保する必要がある。 また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するものであり、法人運営を支援する観点から税制上の優遇措置が必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対する助成はあるものの、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。 本年の通常国会に提出している「医療法の一部を改正する法律案」において、地域医療連携推進法人の参加法人間での病床融通の特例など規制を緩和している。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	<p>「医療法人の事業展開等に関する検討会」は、平成27年2月に取りまとめた報告書において、地域医療連携推進法人について、「地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設けることとし、複数の医療法人等に関する統一的な連携推進方針を決定し、横の連携を強化することで、競争よりも協調を進めるとともに、グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネ・情報を有効に活用することで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保する。」こと、社会医療法人については、「社会医療法人が担っている救急医療等確保事業は地域医療において重要であることから、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなると認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるよう、特別な計画を策定し、認可を受ければ収益事業を実施でき、救急医療等確保事業のための施設の改築・設備整備を実施できるとする経過措置を設ける。」ことを提言している。</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設(国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税7)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、医療機関が(1)に掲げる固定資産を取得した場合に、(2)に掲げる特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。</p> <p>(1)対象となる固定資産</p> <p>以下の目的に資する固定資産</p> <p>① 地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携</p> <p>② 医療分野におけるICT化の推進</p> <p>③ 医療従事者の勤務環境の改善</p> <p>④ 環境問題や非常時への対応 など</p> <p>(2)特別償却又は税額控除制度の選択適用</p> <p>特別償却:取得価格の50%(ただし、建物・構築物は25%)</p> <p>税額控除:取得価格の4%(ただし、建物・構築物は2%。また、本特例措置による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化等により、質の高い医療サービスへの需要は急速に拡大しており、社会保障の持続可能性を確保するためにも、地域の実情に応じた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要。</p> <p>日本再興戦略等においても、医療提供体制の適正化のために、病床の機能分化・連携や医療のIT化の推進の重要性が位置付けられており、その取組の推進は急務である。</p> <p>【参考】</p> <p>○「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシ

		<p>テムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように十分な情報セキュリティ対策を講じた上でICT化を強力に推進する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源を効果的・効率的に活用するための遠隔医療の推進、医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進や地域医療情報連携等の推進に取り組むとともに、医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化などの医療介護政策へのデータの一層の活用や民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備を進めるなど、医療等分野のICT化を強力に推進する。 ・都道府県ごとの地域医療構想を策定し、データ分析による都道府県別の医療提供体制の差や将来必要となる医療の「見える化」を行い、それを踏まえた病床の機能分化・連携を進める。
	②:政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	③:達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>政策の達成目標に同じ</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
8	有効性等	<p>①:適用数等</p> <p>—</p> <p>②:減収額</p> <p>—</p> <p>③:効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>—</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。</p> <p>取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、消費税、登録免許税、相続税、贈与税、地価税、国税徴収法、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、特別土地保有税、徴収規定、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税13)(法人税:義)(所得税、消費税、登録免許税、相続税、贈与税、地価税、国税徴収法:外) (地方税10)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、特別土地保有税、徴収規定、地方消費税:外)
2	要望の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。))については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号。「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改称。以下「整備法」という。)の施行後3年(平成28年4月)を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずることとされていることから、当該措置に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援の充実を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、整備法の附則第3条において、整備法の施行後3年(平成28年4月)を目途として、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 ・ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方 ・ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方 ・ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方 ・ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

		② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅷ) 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること (施策目標1) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援の充実を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 -
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
8	有効性等	① 適用数等	-
		② 減収額	-
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -		
	《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -		

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	障害者総合支援法の改正により、障害者総合支援法に基づく現行のサービス体系に変更が生じる見込みである。これに伴い、新たなサービスについても、現行のサービスと公平な税制上の取扱いをするため、税制上の所要の措置を講じることは、利用者やその家族、障害福祉サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えられる。 また、税制上の措置を講ずること、障害者の福祉の増進を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（平成 28 年度及び 29 年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度における本税制の適用となる雇用者数 106,210 人、適用を「受けた」企業では 30.1%と 3 割が「当初の採用予定人数より多く採用した」と回答したと説明されているが、「(H28 年度税改正) 減収見込額の推計」にある（国税）適用実態調査の平成 26 年度の⑥適用対象人数 20,570 を用いておらず、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成 29 年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成 27 年度における達成状況報告における一般被保険者の増加数 116,064 人と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、施策目標 2-1 の各分野（地域、中小企業、産業）における雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続することで、質の高い雇用を確保する」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続することで、質の高い雇用を確保する」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）

「雇用促進税制に関するアンケート調査結果」（JILPT調査シリーズNO.146（2015年9月））によると、「雇用促進税制を活用することによって、採用計画などに変化・影響があったかどうか尋ねた結果については、雇用促進税制の適用状況別にみていくと（複数回答）、適用を「受けた」企業では30.1%と3割が「当初の採用予定人数より多く採用した」と回答した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長 (国税15)(法人税:義) (地方税20)(法人住民税:義)
2	要望の内容	【制度の概要】 雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除が受けられる。(税額控除は当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度。) 【特例措置の内容】 積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点から見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充・延長 税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に上げる等の拡充を要望し、拡充が認められる。 平成26年度:延長 適用期限3年間の延長要望を行い、平成28年度までの適用期間2年間の延長が認められる。
6	適用又は延長期間	平成28年度4月1日から平成30年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き手の数の確保と労働生産性の向上が重要であるところ、我が国の政策課題である成長戦略による経済成長と地方創生の実現のため、今後の日本経済の成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日)(抜粋) 第一 総論 I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方 (改訂に当たって) この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続

		<p>き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(＝収益力)」を強化していくことが不可欠である。経済が長く続いてきたデフレ状況からようやく脱却しつつある今こそ、成長戦略のギアを一段階シフトアップし、日本企業の体質や制度・慣行を一変させる気概で、日本の「稼ぐ力」を取り戻すための大胆な施策を講ずる好機であり、またラストチャンスでもあることを覚悟すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>経営者をはじめとする国民一人一人が、「活力ある日本の復活」に向けて、新陳代謝の促進とイノベーションに立ち向かう「挑戦する心」を取り戻し、国はこれをサポートするために「世界に誇れるビジネス環境」を整備する。これが、日本がデフレから脱却し、動き始めた経済の好循環を拡大させ、「再生の10年」(2013～2022年度)の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を確固たるものにする第一歩である。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第一 総論</p> <p>アベノミクス第二ステージとは、設備革新にとどまらない、技術や人材を含めた「未来投資による生産性革命の実現」と、地域に活気溢れる職場と魅力的な投資先を取り戻し、日本全国隅々まで、人材や資金、それを支える技術や情報が自由・活発に行き交う、活力ある日本経済を取り戻す「ローカル・アベノミクスの推進」、この二つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国になることである。</p> <p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>2. 雇用制度改革・人材力の強化</p> <p>2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用</p> <p>(3)新たに講ずるべき具体的施策</p> <p>i)女性の活躍推進</p> <p>(長時間労働の是正や柔軟な勤務形態導入等に向けた企業の取組推進)</p> <p>雇用の質を高め、女性の活躍推進を更に進めるため、キャリアアップ助成金の拡充等による正社員転換や雇用管理改善に向けた取組などを行う「正社員転換・雇用管理改善プロジェクト(仮称)」を年度内に策定し、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させる。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)(抜粋)</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立</p> <p>(1)しごとの創生</p> <p>地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。</p>
--	--	---

		<p>また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現する。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生基本方針2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて—」(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進</p> <p>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>(3)働き方改革</p> <p>①若い世代の経済的安定</p> <p>初婚年齢や第1子出産年齢の上昇、若い世代での未婚率の増加が少子化の大きな要因となっている。このため、若い世代の経済的基盤を安定させ、結婚・出産の希望が実現できる環境を整える。また、非正規の職に就いている人々に関し、本人の希望に即した形での正社員化を推進する。</p> <p>【具体的取組】</p> <p>◎若者雇用対策等の推進</p> <p>・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(若者雇用促進法案平成27年3月17日閣議決定)の成立後、これに基づく取組を行うとともに、新卒者等への就職支援、フリーター等の正規雇用化支援を通じた環境整備を行う。</p> <p>・正社員転換・雇用管理改善等を推進し、地域の企業のニーズに応じた支援を実施する。</p> <p>②政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 「意欲あるすべての人が働くことができるように、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」</p> <p>施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」</p> <p>施策目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」</p> <p>③達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>※ 本制度は、各企業の「事業年度」に合わせて雇用促進税制を活用することになっているが、事業年度は企業によって決められているため、本制度では統一的に雇用促進計画を受け付けた「年度」単位で目標値及び達成値を設定している。また、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めることが期待され、今後の成長が期待される産業で、より積極的に安定的かつ継続的な雇用創出が増加し、「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」</p>
--	--	---

			等に掲げる取組及び目標に寄与することが見込まれる。
8	有効性等	① 適用数等	<p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(実績値)</p> <p>○適用件数及び適用額</p> <p>平成23年度 (適用件数)1,313件 (適用額)2,054,866千円 平成24年度 (適用件数)4,334件 (適用額)6,539,681千円 平成25年度 (適用件数)4,630件 (適用額)7,518,796千円</p> <p>(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に事業年度が終了した法人。)</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告(実績値)</p> <p>○計画数</p> <p>平成23年度 (受付)30,061件 (達成)8,056件 平成24年度 (受付)29,569件 (達成)7,058件 平成25年度 (受付)39,695件 (達成)9,681件 平成26年度 (受付)43,528件 (達成)11,643件(推計値)</p> <p>○雇用量増加数(実績値)</p> <p>平成23年度 (受付)209,614人 (達成)82,723人 平成24年度 (受付)200,787人 (達成)79,279人 平成25年度 (受付)257,526人 (達成)97,193人 平成26年度 (受付)281,209人</p> <p>(厚生労働省「平成23年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成24年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成25年度雇用促進計画受付件数」及び「平成26年度雇用促進計画受付件数」より) ※推計値については別紙参照</p>
		② 減収額	<p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(実績値)</p> <p>平成23年度 (国税)2,054,866千円 (地方税)265,240千円 平成24年度 (国税)6,539,681千円 (地方税)720,008千円 平成25年度 (国税)7,518,796千円 (地方税)956,351千円 平成26年度 (国税)8,228,000千円 (推計値) (地方税)1,061,412千円(推計値)</p> <p>(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に事業年度が終了した法人。) ※推計値については別紙参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>本税制の適用となる雇用量は、以下のとおり。</p> <p>平成23年度 82,723人 平成24年度 79,279人 平成25年度 97,193人 平成26年度 106,210人(推計値)</p> <p>(厚生労働省「平成23年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成24年度雇用促進計</p>

			<p>画受付・達成状況報告件数」、「平成25年度雇用促進計画受付件数」及び「平成26年度雇用促進計画受付件数」より)</p> <p>※推計値については別紙参照。なお、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用量(雇用保険一般被保険者)により判断することとしている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用量は雇用保険に新たに加入する者であることから、達成目標である質の高い雇用の確保は一定程度達成されたものと判断する。</p> <p>なお、本制度は、ハローワークに①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワークで確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかどうか分かる仕組みとなっている。</p> <p>このため、平成26年度中に事業年度を開始する雇用促進計画については、平成27年4月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となるため、平成26年度税制改正時の目標について達成できたかは現時点では判断できない。</p> <p>(参考)</p> <p>平成26年度税制改正においては、適用期限3年間の延長要望を行い、平成28年度までの適用期限2年間の延長が認められた。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>今回の要望する租税特別措置の内容は、「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げる取組及び目標に寄与するものとして、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長するものである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い適用期限を延長する等の措置を講ずることにより、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続することで、質の高い雇用量を確保することができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	雇用の創出に大きな期待が見込まれる分野の成長産業等の企業等の新規採用において、雇用負担の軽減が図られ、雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	労働者の処遇や職場環境の改善に係る各種助成金は、既に雇用されている労働者に対する支援であり、各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーター等、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的としその対象・効果も

(H28 年度税改正) 減収見込額等の推計

		<p>限定されている。</p> <p>一方、今回の雇用促進税制は、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していくため、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「質の高い雇用」を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制特別措置は、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していくための取組であり、成長企業に対する支援を強化することで離職者等の雇用機会を確保し地方における質の高い雇用機会の拡大を図るものである。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月

把握できる指標・数等からの平成 27 年度における適用件数等の積算は以下のとおり。

- 平成 25 年度租特透明化法等による調査報告書における適用実績 (※ 1)
 - 適用件数 : 4,630 件
 - 税額控除額 : (国税) 75 億 18,796 千円 (地方税) 9 億 56,351 千円

(※ 1) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(以下「適用実態調査」という。)による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。

- 平成 26 年度までの適用件数、適用人数、適用減収総額(実績値)について
 - 平成 23 年度から平成 26 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績(国税・地方税)から把握できる適用件数等は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
雇用促進計画受付件数	① 計画受付件数(件)	30,061	29,567	39,707	43,528
	② 達成状況報告受付件数(件)	8,056	7,058	9,681	-
	③ 達成状況報告における一般被保険者の増加数(人)	82,723	79,279	97,193	-
(国税) 適用実態調査	④ 適用件数(件)	1,313	4,334	4,630	-
	⑤ 適用減収総額(千円)	2,054,866	6,539,681	7,518,796	-
	⑥ 適用対象人数(人) (⑤/控除額※) ※平成 23 年度及び平成 24 年度は 20 万円、平成 25 年度以降は 40 万円	10,274	32,698	18,770	-
(地方税) 適用実態調査	⑦ 適用件数(件)	-	-	-	-
	⑧ 適用減収総額(千円)	265,240	720,008	956,351	-

- 平成 26 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額(推計値)について
 - 平成 23 年度から平成 26 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績(国税・地方税)から把握できる適用件数等の推計値は以下のとおり。

○ 平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)について

- ・平成 26 年度の雇用促進計画の受付件数①は 43,528 件
- ・平成 25 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は 24.4% (=9,681 件/39,707 件)
- ・平成 26 年度においてもこの割合(24.4%)で達成状況報告件数が積みまるとすると、平成 26

年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②（推計値）は 10,621 件（＝43,528 件×24.4%）

○ 平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③（推計値）について

- ・平成 25 年度の雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する達成状況報告における一般被保険者の増加数③の割合は 10.0（＝97,193 件／9,681 件）
- ・平成 26 年度においてもこの割合（10.0）で達成状況報告における一般被保険者数が積まれるとすると、平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③（推計値）は 106,210 人（＝10,621 件×10.0）

○ 平成 26 年度における適用件数④（推計値）及び適用人数⑥（推計値）について

- ・平成 25 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は 47.8%（＝4,630 件／9,681 件）
- ・平成 26 年度における適用件数④についてもこの割合（47.8%）で適用件数が積まれるとすると、平成 26 年度における適用件数④（推計値）は 5,079 件（＝10,621 件×47.8%）
- ・平成 25 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.05 人（＝18,770 人／4,630 件）
- ・平成 26 年度においても 1 件当たりの適用人数が 4.05 人であるとすると、平成 26 年度における適用人数⑥（推計値）は 20,570 人（＝5,079×4.05 人）

○ 平成 26 年度における減収見込額（推計値）について

（国 税）平成 26 年度における法人税減収見込額は 82 億 2,800 万円（＝20,570 人×40 万円）
 （地方税）平成 26 年度における法人住民税の減収見込み額は、法人税減収見込み額に法人住民税率 12.9% を乗じた額である 10 億 6,141 万円（＝82 億 2,800 万円×12.9%）

- 平成 27 年度及び 28 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額（推計値）について
 平成 27 年度における件数等については、平成 25 年度から平成 26 年度の伸び率で推計することとし、その結果は以下のとおり。

（参考）平成 27 年度における①～⑨（⑦除く）の推計値は以下のとおり。

- ① 43,528×43,528/39,707＝47,717 件
- ② 47,717×24.4%（※2）＝11,643 件
 （※2）平成 25 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合（②/①）
- ③ 106,210×106,210/97,193＝116,064 人
- ④ 11,643×47.8%（※3）＝5,565 件
 （※3）平成 25 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合（④/②）
- ⑥ 5,565×4.05（※4）＝22,538 人
 （※4）平成 25 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.05 人（＝18,770 人／4,630 件）
- ⑤ 22,538 人×40 万円＝901,520 万円
- ⑧ 901,520 万円×法人住民税率 12.9%＝116,296 万円

	雇用促進計画実施年度	平成 26 年度	平成 27 年度 （推計値）
雇用促進計画受付件数	①計画受付件数（件）	43,528	（推計値） 47,717
	②達成状況報告受付件数（件）	（推計値） 10,621	（推計値） 11,643
	③達成状況報告における一般被保険者の増加数（人）	（推計値） 106,210	（推計値） 116,064
（国税）適用実態調査	④適用件数（件）	（推計値） 5,079	（推計値） 5,565
	⑤適用減収総額（千円）	（推計値） 8,228,000	（推計値） 9,015,200
	⑥適用対象人数（人） （⑤/控除額 40 万円）	（推計値） 20,570	（推計値） 22,538
（地方税）適用実態調査	⑦適用件数（件）	—	—
	⑧適用減収総額（千円）	（推計値） 1,061,412	（推計値） 1,162,961

以 上

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成26年度）について、適用額2,484百万円（アンケート調査により推計）と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等（法人税）が想定外に特定の者に偏っていないことについて、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合を用いて説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（所得税）が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（所得税）が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成26年度当該税制を利用した企業においても雇用している障害者の数は2,186人と推計しており一定の効果はでているものと考ええる。また、雇用している障害者2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、この点においても一定の効果はでているものと考ええる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度当該税制を利用した企業においても雇用している障害者の数は2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、本税制が無くなると雇用の維持に悪影響をおよぼし、雇用率の鈍化につながると考えられると説明されているが、定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄等の補足説明）
雇用率2.0%は「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、2020年までの目標とされている。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
本税制の適用を受けるため「障害者等雇用証明」をハローワークに申請した企業に対し実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）によると、平成26年度における所得税の実績は以下のとおり。
適用事業主：1件、適用件数：2件（機械等）、適用額：151千円
※ 平成24年度及び25年度については実績0件
- 直近の実績については、例年、租特透明化法に基づく適用実態調査の直近の結果が出ていないため、毎回アンケート調査により把握している。
アンケート調査により、平成26年度の適用額を2,484百万円と推計
租特透明化法に基づく適用実態調査における平成24年度の実績は以下のとおり。
- ・ 適用件数：40件
 - ・ 適用額：540百万円
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
アンケート調査によると、平成27年度適用額は2,920百万円となる見込み
また、平成28年度及び29年度の実績については、27年度の見込みと同程度になると考えている。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
アンケート調査によると、平成26年度における所得税の減収額は35千円
※ 平成24年度及び25年度については実績なし
租特透明化法に基づく適用実態調査の結果を基に試算した減収額は以下のとおり。
- ・ 平成24年度減収額：1億円
 - ・ 平成25年度減収額：4億円
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成28年度及び29年度の実績については、27年度の見込み（744百万円）と同程度になると考えられる。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）
平成26年度当該税制を利用した企業においても雇用している障害者の数は2,186人と推計しており一定の効果は出ているものと考ええる。

また、雇用している障害者2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、この点においても一定の効果は出ているものと考えられる。

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）
平成26年度当該税制適用企業における雇用障害者2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、本税制が無くなると雇用の維持に悪影響を及ぼし、雇用率の鈍化につながると考えられる。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）
障害者の実雇用率は平成26年6月1日現在で1.82%となっており、前年比0.06ポイント上昇している。平成26年度に当該税制を利用した企業において雇用している障害者の数は2,186人と推計しており、障害者雇用の維持・促進に一定の効果が出ているものと考えられる。
なお、アンケート調査により、減収額、雇用障害者の増加数について以下のとおり把握している。
- ・ 平成26年度減収額：633百万円
 - ・ 税制適用企業における雇用障害者について、平成24年3月末から26年3月末までの2年間で新たに52人増加
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）
アンケート調査により、税制適用企業において、今後2年半で129人の障害者を雇用する予定との回答を得ている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 (国税17) (法人税：義 所得税：外)
2	要望の内容	<p>〔制度の概要〕</p> <p>①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が50%以上※2（法定雇用率を達成しているものに限る）のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%（工場用建物32%）の割増償却ができる。</p> <p>※1 ダブルカウントあり（短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント） ※2 ダブルカウントなし（短時間労働者は1人を0.5人とカウント） ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>〔要望の内容〕</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成28年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、平成27年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	2年間の延長
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成26年6月現在1.82%と前年比0.06ポイント上昇しているものの、法定雇用率2.0%まで達していないため、障害者雇用者数をさらに伸ばすことが必要である。</p> <p>本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 障害者雇用促進法第43条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第46条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）</p> <p>基本目標Ⅳ：意欲のある全ての人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定を図ること。 施策目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2：障害者の雇用を促進すること</p>	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率2.0%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成26年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.82%であり、前年の1.76%から0.06ポイント伸びたところであり、当該特例措置は、障害者を多数雇用する企業のインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>○ 平成27年度(見込み) 33社、機械等21,396件、建物等3,343件 ○ 平成26年度 37社、機械等20,082件、建物等3,180件 ※アンケートによる集計(現時点版、現在集計中)</p> <p>※租税透明化法に基づく適応実態調査結果(平成25年度) 適用件数 43社 適用総額 1,749百万円(割増償却額)</p>	
		② 減収額	<p>平成27年度(見込み):744百万円 平成26年度:633百万円</p>	
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年6月1日)</p> <p>平成26年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.82%であり、前年の1.76%から0.06ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて5.4%(約2万2千人)増加し、約43.1万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率2.0%に寄与したとも言える。</p>	

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年6月1日)</p> <p>平成 26 年6月 1 日の民間企業(50 人以上)の障害者の実雇用率は 1.82% であり、前年の 1.76%から 0.06 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 5.4%(約2万2千人)増加し、約 43.1 万人となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年6月1日)</p> <p>平成 26 年6月 1 日の民間企業(50 人以上)の障害者の実雇用率は 1.82% であり、前年の 1.76%から 0.06 ポイント伸びたところであるが、当該特例措置が障害者を多数雇用する企業の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の伸びが鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年6月1日)</p> <p>平成 26 年6月 1 日の民間企業(50 人以上)の障害者の実雇用率は 1.82% であり、前年の 1.76%から 0.06 ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、経営地盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況が厳しく、設備投資を行う場合にはその年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者の雇用の維持・拡大するという政策効果が期待できるものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>障害者を多数雇用する企業は小規模な事業所が多く、経営環境が脆弱である上、一般の企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者を多数雇用する企業の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて企業の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の雇用の維持・拡大につながる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>障害者を多数雇用する企業は全国的にも小規模な事業所が多く、経営環境が脆弱である上、一般の企業に比べて収益が小さい。</p> <p>その一方で、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者を多数雇用する企業が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が</p>

			<p>課されていること(障害者雇用促進法第6条)②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべき等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、企業の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>そこで、当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、障害者を多数雇用する企業の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて企業の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境が図られ、障害者の雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度
平成 26 年度・平成 27 年度（見込み）適用実績推計方法

I 平成 26 年度実績

- 本税制の適用を受けるために、「障害者等雇用状況証明」を申請した企業 47 社に対し、当該税制の適用の有無、機械建物等の適用件数、特別償却額、法人税率について、アンケートを実施。（回答数 27 社）
- そのうち 21 社について、税の優遇措置の適用があった。

【アンケートにおいて適用有と回答した 21 社の実績】

- 機械建物等の適用件数は以下の通り。
 - ・ 機械等 11,392 件 建物等 1,804 件・・・①
- 減税額を、アンケート回答で把握した各企業の特別償却額と各企業の法人税率により計算した結果は以下の通り。
 - ・ 減税額 359,388 千円・・・②

【未回答 20 社に係る実績の推計】

- 未回答の 20 社について、以下の方法により適用企業数を推計
 - ・ 回答のあった 27 社のうち、適用有りが 21 社、適用無しが 6 社であったことを踏まえ未回答の 20 社のうち適用があったものを以下のとおり推計。
 - ・ $20 \times 21 / 27 = 16$ 社・・・③
- 税の優遇措置の適用があった 20 社の機械建物等の適用件数、減税額の平均は以下の通り。
 - ・ 適用件数
 - 機械等： $11,394 / 21 = 543$ 件 建物等： $1,804 / 21 = 86$ ・・・④
 - ・ 減税額： $359,388 / 21 = 17,114$ 千円・・・⑤
- 以上を踏まえ、16 社の適用件数、減税額は以下の通り推計
 - ・ ④×16 社で機械等が 8,688 件、建物等が 1,376 件・・・⑥
 - ・ ⑤×16 社で減税額が 273,824 千円・・・⑦

【適用実績推計】

- 以上から全体の適用実績を以下の通り推計
 - ・ 21（アンケートで「適用有り」と回答した企業）+③=適用企業数は 37 社
 - ・ ①+⑥=機械等が 20,082 件、建物等が 3,180 件
 - ・ ②+⑦=減税額 633,212 千円（633 百万円）

II 平成 27 年度適用実績（見込み）

- 上記 I と同様の方法で算出した平成 25 年度の適用実績は
 - ・ 29 社 機械等 22,709 件 建物等 3,506 件 減税額 854 百万円
- 平成 27 年度適用実績（見込み）は平成 25 年度と平成 26 年度の実績の平均として推計。
 - ・ 適用企業数： $(29 \text{ 社} + 37 \text{ 社}) \div 2 = 33 \text{ 社}$
 - ・ 機械等： $(22,709 \text{ 件} + 20,082 \text{ 件}) \div 2 = 21,396 \text{ 件}$
 - ・ 建物等： $(3,506 \text{ 件} + 3,180 \text{ 件}) \div 2 = 3,343 \text{ 件}$
 - ・ 減税額： $(854 \text{ 百万円} + 633 \text{ 百万円}) \div 2 = 744 \text{ 百万円}$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費課税の特例措置の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（業況判断D Iの改善を目指す）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成29年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、「中小企業の業況判断D Iは▲18.7（平成27年4～6月期）」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及

び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費課税の特例措置の延長 (国税 20・地方税 21(自動連動))(法人税:外、法人住民税・事業税:外)																																																				
2	要望の内容	中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、適用期限を平成29年度末までの2年間延長する。 ①飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く)の50%を損金算入できる ②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる ※中小法人については①又は②のいずれかを選択。																																																				
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課																																																				
4	評価実施時期	平成27年8月																																																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 29 年度(交際費課税の創設年度) (最近の交際費課税の主な改正事項)																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和 57 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 6 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 10 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 14 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 15 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 21 年度 (経済危機対策)</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(600 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 25 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(800 万円) × 100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 26 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>接待飲食費 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下※</td> <td>定額控除(800 万円) × 100%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額	昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)	平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%	平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%	平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%	平成 26 年度	資本金 1 億円超	接待飲食費 × 50%	1 億円以下※	定額控除(800 万円) × 100%
	対象法人	損金算入限度額																																																				
昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)																																																				
平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%																																																				
平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																																				
平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%																																																				
平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%																																																				
平成 26 年度	資本金 1 億円超	接待飲食費 × 50%																																																				
	1 億円以下※	定額控除(800 万円) × 100%																																																				

6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで (平成28年度～平成29年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 交際費については、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。 こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。アベノミクスによる経済の好循環により、近年の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を引き続き図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受する活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 業況判断DIの改善。具体的には、本税制措置の達成度を検討するため、「大企業製造業の業況判断DI」(「日銀短観」(日本銀行))、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁))について、本税制措置導入前後の数値を比較分析することにより、政策効果を可視化する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ① 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる ② 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる
8	有効性等	① 適用数等 ○過去5年間の交際費支出額の推移 平成21年度 2,997,859 百万円 平成22年度 2,935,972 百万円 平成23年度 2,878,515 百万円 平成24年度 2,901,018 百万円 平成25年度 3,082,536 百万円 (出典)国税庁「会社標本調査」
		② 減収額 —

		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待され、経済全体で1.98の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成23年(2011年)産業連関表」 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 日銀短観による全産業の業況判断DIは7(平成27年6月)、中小企業の業況判断DIは▲18.7(平成27年4～6月期)となっており、日銀短観においては一部では持ち直しの動きが見られるが、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で1.98の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成23年(2011年)産業連関表」
		9 相当性

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備に係る特例措置の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数が税目ごとに把握されていない。
過去の適用数（平成24年度）が明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（平成27年度）が税目ごとに予測されていない。
将来の減収額（平成27年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の減収額（平成28年度）が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「本税制措置により設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）が行われている」と説明されているが、定量的に把握されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする」と説明されているが、定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性（健康被害・環境汚染）の解消に寄与」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
平成 24 年度は機械統計調査によれば 35 台の実績が見込まれるところであり、黒字企業割合（約 30%）を乗じた推計値でも 249 万円の減収額が見込まれる。
また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと、及び根拠条文中の適用対象については、当該公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる。
- ③ 僅少・偏りの状況（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと、及び根拠条文中の適用対象については、当該公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと、及び根拠条文中の適用対象については、当該公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
減収額については、平成 24 年度は機械統計調査によれば 35 台の実績が見込まれるところであり、黒字企業割合（約 30%）を乗じた推計値でも 249 万円の減収額が見込まれる。効果については、テトラクロエチレン溶剤は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に規定される指定物質のため、回収装置を内蔵しているクリーニング機の導入割合を上げることは必要と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る特例措置の延長 (国税 21)(所得税:外・法人税:義)(地方税 22)(固定資産税:外)
2	要望の内容	公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却の特例措置を平成29年度末までの1年間延長する。
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成 9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長 平成26年度税制改正 2年間延長
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (平成28年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壤汚染対策法施行令第1条第21号
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。									
8	有効性等	① 適用数等 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(出荷台数)</td> <td>(適用台数)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>58台</td> <td>17台</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>37台</td> <td>11台</td> </tr> </table> (出典)一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」		(出荷台数)	(適用台数)	平成25年度	58台	17台	平成26年度	37台	11台
			(出荷台数)	(適用台数)							
		平成25年度	58台	17台							
平成26年度	37台	11台									
② 減収額 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(減収額)</td> </tr> <tr> <td>27年度(推計)</td> <td>306万円</td> </tr> </table>		(減収額)	27年度(推計)	306万円							
	(減収額)										
27年度(推計)	306万円										
③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング営業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 中小零細のクリーニング営業者にとって依然として厳しい経営環境が続く、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング営業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見逃すこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。											

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成29年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進すること等により、企業年金等の普及・拡大を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「本要望が実現した場合、確定給付企業年金の掛金の追加的な拠出が可能となることから、その程度を予測することは困難であるものの、総体的には確定給付企業年金の安定的な運営に寄与する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

将来的にも適用される蓋然性が高い対象と考えられる既存の確定給付企業年金の直近の数を適用数として記載

なお、規約型確定給付企業年金の件数 13,249 件等については、厚生労働省の集計によるものである。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

本要望（将来の財政悪化を想定した計画的な掛金抛出しの仕組み）については、主として確定給付企業年金の安定的な運営をその目的としているが、その効果・達成状況の指標と考えられる積立金の運用状況については、今後の経済状況、資産運用の環境変化等に大きく左右されるものであり、その将来予測を推計し、公表することは極めて困難であると考えられる。ただし、本要望が実現した場合、確定給付企業年金の掛金の追加的な抛出しが可能となることから、その程度を予測することは困難であるものの、総体的には確定給付企業年金の安定的な運営に寄与するものであると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 (国税 24) (法人税：義、所得税：外) (地方税 28) (法人住民税、事業税：義、個人住民税：外)
2	要望の内容	確定給付企業年金制度(DB)について、 ・安定的な財政運営ができる環境を整備するほか、 ・運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とする ため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金抛出しの仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本施策の実施により、景気変動による企業の追加的な負担の軽減等を実現し、企業年金を実施する企業の安定的な企業活動及び企業年金の安定的な財政運営が可能となることを目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 確定給付企業年金の運営について、現行では負債の額を超える掛金の抛出しが認められていない。このため、結果として、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加抛出しが求められることになり、企業経営に多大な影響を与えているという課題がある。 このため、あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した掛金の抛出しを可能とすることで、景気変動による財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を行うことを可能とするほか、確定拠出型年金と確定給付型年金の特徴を併せ持ついわゆるハイブリッド型の企業年金の仕組みを実施可能とする等、景気変動等を見越したより弾力的な運営を可能とする必要がある。 ※「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、ハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討することとされている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を促進するため、確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進すること等により、企業年金等の普及・拡大を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等が普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 27 年 7 月 1 日時点の 規約型確定給付企業年金の件数：13,249 件 基金型確定給付企業年金の件数：601 件
		② 減収額	<p><初年度> 国税：約 70 億円 地方税：約 36 億円</p> <p><平年度> 国税・地方税：－ (詳細は別紙の通り)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p>
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業年金等が安定的に運営されることにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を行っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解		<p>社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成 27 年 1 月)において、 「柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度(キャッシュバランスプラン)との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。」 「DB(確定給付企業年金)の拠出弾力化(あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など)についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである。」 との見解が示されている。</p>
		11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	－

確定給付企業年金の制度改善に伴う減税見込み額について

【考え方】

- DB制度において財政が悪化した場合には、掛金を増加させる（追加拠出を行う）ことにより対応することとなるが、現行の拠出の仕組みでは、
 - ・ 財政が悪化した時点で初めて追加拠出を行うこととなっているため、積立状況の悪化が掛金の増加に直接的に結びつく構造にあり、安定的なDBの運営という観点から課題がある。
 - ・ とりわけ、積立状況の変動は、景気の変動と連動することが一般的であるため、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加拠出が求められる構造になっており、企業活動にも支障が生じている。
 - ・ 加えて、財政状況が極度に悪化し、追加拠出が困難な場合には、給付を減額することにより対応せざるを得なくなる事例もあり、受給権の保護の観点からも課題を残している。
- 今般要望するDB制度の拠出の弾力化は、こうした課題を改善するため、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を客観的な方法により測定し、その水準を踏まえて、あらかじめ積立不足に備えるための掛金（以下「リスク対応掛金」という。）を拠出することを可能とするものである。これにより、景気が悪化した場合でも、積立不足の生じにくい財政運営が可能となるため、従来、景気悪化時に求められていた追加拠出が抑制され、景気の変動に左右されにくい平準的な拠出（安定的な財政運営）が可能となる。
- 従来の掛金に加えて、リスク対応掛金を新たに拠出できることとすれば、その分損金が増加するため、短期的には法人税の減税が見込まれることとなる。しかしながら、上記のような性質を踏まえれば、リスク対応掛金の拠出は、あくまで将来の財政悪化時に想定される拠出を前倒して行うものであると考えられることから、将来にわたって恒常的な掛金拠出の増加につながるものではないものと考えられる[※]。
 - ※ 事前にリスクバッファを保有することで、将来の財政悪化時の追加拠出（損金算入）が抑制される。また、リスク対応掛金の拠出による積立には上限があるため、上限まで達すれば、その後は拠出を行うことができない。

- したがって、長期的な観点で見れば、リスク対応掛金の導入による減税効果は、（将来的な追加拠出の抑制による増税効果との相殺により、）限定的であると考えられるが、参考まで、制度開始初年度の効果のみに着目して法人税の減税見込み額を粗く試算すると以下のとおりとなる。

（参考）制度開始初年度における法人税減税見込み額のごく粗い試算（国税）

- ① DBの数理債務[※]の総額は、**53.5兆円**。
 ※ 現時点までの加入期間に基づき将来支給されると見込まれる給付の現在価値。平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。
- ② リスク対応掛金は、「財政悪化時に想定される積立不足」の額を事前に測定し、当該額を上限として拠出することを想定している。
 「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、給付水準や積立金の運用方針等が各DBで異なることを踏まえ、DB制度ごとに測定することを想定しているが、平均的には、数理債務の2割程度[※]の額になるのではないかと考えられる。

$$\begin{aligned} \text{「財政悪化時に想定される積立不足」の総額} &= 53.5 \text{兆円} \times 2 \text{割} \\ &= \underline{10.7 \text{兆円}} \end{aligned}$$
 ※ 年金数理人会による極めて粗い試算において、DB制度における平均的な資産運用構成を前提に、1年間に95%の確率で起こりうる予定利率に対する最大損失利回りは、17%程度（数理債務に対して $1/(1-17\%)-1=20\%$ 程度）と算出されていることも参照した。
- ③ ただし、数理債務を超える積立金を保有しているDBについては、リスク対応掛金の拠出上限が、数理債務の2割よりも小さくなる。したがって、数理債務を超える部分の積立金の額[※]を差し引くと、

$$\begin{aligned} \text{リスク対応掛金の拠出上限額の総額} &= 10.7 \text{兆円} - 1.1 \text{兆円} \\ &= \underline{9.6 \text{兆円}} \end{aligned}$$
 ※ 平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。数理債務を超える積立金の額を、数理債務×2割を上限として制度ごとに足し上げると、1.1兆円となる。
- ④ また、各制度が20年程度[※]で上記③の額を拠出することと仮定すると、

$$\begin{aligned} \text{単年度当たりのリスク対応掛金の総額} &= 9.6 \text{兆円} \div 20 \\ &= \underline{4.800 \text{億円}} \end{aligned}$$
 ※ ②の「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、20年に1度程度の頻度で発生すると見込まれる積立不足に対応できるよう測定することを想定。この額を積み上げる期間は企業によって異なるが、株主等への説明責任があることを前提とすると、極端に短期間になることは考えにくく、平均的には積立不足の発生頻度と同じ20年程度になるとした。

- ⑤ さらに、DBの掛金は5年ごとに実施する財政再計算において設定されることとなるが、制度開始初年度に再計算を実施する制度は、全体の5分の1程度になるため、

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度のリスク対応掛金の総額} &= 4,800 \text{ 億円} \div 5 \\ &= \underline{960 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

- ⑥ これに、利益法人割合及び法人税率^{*}を乗じると、以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度の法人税減税額} &= 960 \text{ 億円} \times 31.8\% \times 23.9\% \\ &= \underline{70 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

※ 利益法人割合：国税庁「第139回国税庁統計年報」
法人税率：財務省HP

- ⑦ なお、既存のDBがハイブリッド型の給付設計（以下「CDC制度」という。）へ給付設計を変更することによる直接的な減税効果はない。（CDC制度において、リスク対応掛金を拠出することによる減税効果は、上記①～⑥による試算に含まれている。）

（参考）制度開始初年度における減税見込み額のごく粗い試算（地方税）

- ① DBの数理債務^{*}の総額は、**53.5兆円**。

※ 現時点までの加入期間に基づき将来支給されると見込まれる給付の現在価値。平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。

- ② リスク対応掛金は、「財政悪化時に想定される積立不足」の額を事前に測定し、当該額を上限として拠出することを想定している。

「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、給付水準や積立金の運用方針等が各DBで異なることを踏まえ、DB制度ごとに測定することを想定しているが、平均的には、数理債務の2割程度^{*}の額になるのではないかと考えられる。

$$\begin{aligned} \text{「財政悪化時に想定される積立不足」の総額} &= 53.5 \text{ 兆円} \times 2 \text{ 割} \\ &= \underline{10.7 \text{ 兆円}} \end{aligned}$$

※ 年金数理人会による極めて粗い試算において、DB制度における平均的な資産運用構成を前提に、1年間に95%の確率で起こりうる予定利率に対する最大損失利回りは、17%程度（数理債務に対して $1/(1-17\%) - 1 = 20\%$ 程度）と算出されていることも参照した。

- ③ ただし、数理債務を超える積立金を保有しているDBについては、リスク対応掛金の拠出上限が、数理債務の2割よりも小さくなる。したがって、数理債務を超える部分の積立金の額^{*}を差し引くと、

$$\begin{aligned} \text{リスク対応掛金の拠出上限額の総額} &= 10.7 \text{ 兆円} - 1.1 \text{ 兆円} \\ &= \underline{9.6 \text{ 兆円}} \end{aligned}$$

※ 平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。数理債務を超える積立金の額を、数理債務×2割を上限として制度ごとに足し上げると、1.1兆円となる。

- ④ また、各制度が20年程度^{*}で上記③の額を拠出することと仮定すると、

$$\begin{aligned} \text{単年度当たりのリスク対応掛金の総額} &= 9.6 \text{ 兆円} \div 20 \\ &= \underline{4,800 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

※ ②の「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、20年に1度程度の頻度で発生すると見込まれる積立不足に対応できるよう測定することを想定。この額を積み上げる期間は企業によって異なるが、株主等への説明責任があることを前提とすると、極端に短期間になることは考えにくく、平均的には積立不足の発生頻度と同じ20年程度になるとした。

- ⑤ さらに、DBの掛金は5年ごとに実施する財政再計算において設定されることとなるが、制度開始初年度に再計算を実施する制度は、全体の5分の1程度になるため、

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度のリスク対応掛金の総額} &= 4,800 \text{ 億円} \div 5 \\ &= \underline{960 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

- ⑥ これに、利益法人割合及び実効税率^{*}を乗じると、以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度の減税額} &= 960 \text{ 億円} \times 31.8\% \times 11.93\% \\ &= \underline{36 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

※ 利益法人割合：国税庁「第139回国税庁統計年報」
実効税率：第4回 税制調査会（2013年12月2日）資料「財務省説明資料（法人課税の在り方）」（東京都の例）

- ⑦ なお、既存のDBがハイブリッド型の給付設計（以下「CDC制度」という。）へ給付設計を変更することによる直接的な減税効果はない。（CDC制度において、リスク対応掛金を拠出することによる減税効果は、上記①～⑥による試算に含まれている。）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続	行政機関名	厚生労働省
税目	法人事業税、個人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成 25 年度の法人事業税）について、結果表の別添において約 4,775 億円と算定されているが、地方税法に基づき把握される法人事業税の適用額（約 7,051 億円）と大きくかい離している。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度の法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成 26 年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

(別添)

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込数の推計及び減税額（試算）

平成28年税制改正要望
(単位：千円)

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）別添のとおり。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）別添のとおり。

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入（年間）①	1,598,931	850,144	164,052	91,835
社会保険診療報酬（年間）②	1,492,132	781,828	138,718	79,394
社会保険診療収入率（年間）③=②/①	93.3%	92.0%	84.6%	86.5%
医療費用（年間）④	1,541,081	760,017	154,216	64,798
（うち社会保険診療のための費用（年間））⑤	1,437,829	699,216	130,467	56,050
社会保険診療による医療収支差額（年間）⑥=②-⑤	54,304	82,613	8,251	23,344
開設者別施設数⑦	5,722	320	38,544	45,006
黒字率⑧（注1）	72.4%	92.9%	70.1%	95.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	4,143	297	27,019	42,801
社会保険診療による医療収支差額合計（年間）⑩=⑥×⑨ （注2）	224,965,529	23,696,957	222,943,740	875,006,077
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	14,818,929	1,184,848	14,685,750	43,750,304

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入（年間）①	75,738	42,318
社会保険診療報酬（年間）②	59,188	35,891
社会保険診療収入率（年間）③=②/①	78.1%	84.8%
医療費用（年間）④	70,639	31,354
（うち社会保険診療のための費用（年間））⑤	55,203	26,592
社会保険診療による医療収支差額（年間）⑥=②-⑤	3,985	9,299
開設者別施設数⑦	11,914	56,170
黒字率⑧（注1）	62.4%	95.7%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	7,434	53,755
社会保険診療による医療収支差額合計（年間）⑩=⑥×⑨ （注2）	29,624,227	343,968,439
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,951,407	17,198,422

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	93,589,660
要望の措置の適用対象見込み	135,449

(注) 1 医療法人・個人の黒字率は「平成25年実施第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」機能別集計表－損益率の分布を基に施設ごとの黒字率を算出
 2 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨－事業主控除290万円×⑨にて算出
 3 四捨五入により表記したため、⑥の差額及び⑩の合計は内訳と表記上一致しない場合がある。
 4 出典：「平成25年実施第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」（厚生労働省）・「平成25年医療施設動態調査」（厚生労働省）

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続(地方税)(法人事業税:義、個人事業税:外)
2	租税特別措置等の内容	社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機関数の推移。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。

8	有効性等	① 適用数等	135,449件/年 ※平成 25 年 11 月実施第 19 回医療経済実態調査及び平成 25 年医療施設調査より推計								
		② 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成25年度 課税標準額 2,052,680百万円 (個人事業税 1,347,584百万円) (法人事業税 705,096百万円) 平成24年度 課税標準額 2,102,799百万円 (個人事業税 1,328,084百万円) (法人事業税 774,715百万円)								
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22～25 年度) 本措置の適用により、平成 21 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>176,878</td> <td>176,308</td> <td>177,191</td> <td>177,769</td> </tr> </table> <small>※医療施設動態調査から(各年 10 月 1 日現在)</small> 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21～26 年度) 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。		22	23	24	25	医療機関数	176,878	176,308
	22	23	24	25							
医療機関数	176,878	176,308	177,191	177,769							
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置による下支えが必要である。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—								
10	有識者の見解	—									
11	評価結果の反映の方向性	継続する。									
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年8月									

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	行政機関名	厚生労働省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、「9,102件/年※平成25年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成26年度）が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (地方税)(法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を講じる。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること ③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療法人数の推移。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
		① 適用数等 9,102件/年 ※平成25年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計
		② 減収額 地方税法に基づく適用実態調査結果 平成25年度 税額 2,057百万円 平成24年度 税額 1,724百万円

		平成23年度 税額 1,791百万円										
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 本措置の適用により、平成21年度以降、医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>52,356</td> <td>53,645</td> <td>54,896</td> <td>56,180</td> </tr> </table> <small>※医療施設動態調査から(各年10月1日現在)</small> 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20~25年度) 医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。		22	23	24	25	開設者が医療法人の医療機関数	52,356	53,645	54,896	56,180
	22	23	24	25								
開設者が医療法人の医療機関数	52,356	53,645	54,896	56,180								
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 - ③ 地方公共団体が協力する相当性 -										
10	有識者の見解	-										
11	評価結果の反映の方向性	継続する。										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、異常危険準備金積立残高が「252,983百万円（平成26年度）」等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われており、また、東日本大震災の発生時においても共済金の確実な支払いに資しているものであり、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 共済事業は認可事業となっており、事後評価書に記載したとおり全国理容生活衛生同業組合のみ事業を行っている。

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 減収額の推計
 当該年度の異常危険準備金積立額（無税分）に法人実効税率を乗じて単純に推計

(単位：百万円)

区分		平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
消費生活協同組合による異常危険準備金積立額（無税分） <small>(注1)</small>	火災共済	3,299	3,310	3,268	3,302	3,289
	自然災害	669	4,388	4,668	4,747	5,197
	合計 (A)	3,968	7,698	7,936	8,049	8,486
減税率 (B) <small>(注2)</small>		31.26%	31.26%	29.65%	29.65%	27.87%
減収見込額 (C = A × B)		1,240	2,406	2,353	2,387	2,365

(単位：百万円)

区分		平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
生活衛生同業組合分 (D) <small>(注1)</small>		2	2	2	2	2
減税率 (E) <small>(注2)</small>		31.26%	31.26%	29.65%	29.65%	27.87%
減収見込額 (F = D × E)		1	1	1	1	1

(注) 1 租税特別措置調査結果による。
 2 減税率は法人実効税率（東京都）による。

(単位：百万円)

区分		平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
減収額合計 (G = C + F)		1,241	2,407	2,354	2,388	2,366

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金(消費生活協同組合等) (国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	消費生活協同組合等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てに あたり、火災共済等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味 収入共済掛金の一定割合(火災共済2.5%、自然災害共済15%)に相当す る額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金の損金算入を 認める。 この準備金は、積立後10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険 準備金の金額+当期の積立額)-当年度正味収入掛金等×洗替保証率]の いずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。	
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 厚生労働省健康局生活衛生課	
4	評価実施時期	平成27年8月	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和40年度 消費生活協同組合等及び生活衛生同業組合等について適用。 現在に至る。	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える 損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財 務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確 実に共済金を支払えることを目的とする。 《政策目的の根拠》 消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、国 民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「生衛法」 という。)は、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するこ とを目的とする。 各法において、責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の 一つである異常危険準備金については、同法施行規則において共済契約に 基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備え て計算した金額を積み立てなければならないこととしている。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	(消費生活協同組合等) 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い 福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者 の福祉の向上を図ること 施策目標1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者

			<p>の福祉の向上を図ること (生活衛生同業組合等) 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 消費生活協同組合等における異常危険準備金積立残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費生活協同組合等が十分に異常危険準備金を積立て、共済契約者である組合員に円滑かつ確実に共済金を支払うことで、契約者保護に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(消費生活協同組合等) 平成 26 年度 46 組合 平成 25 年度 45 組合 平成 24 年度 46 組合 平成 23 年度 45 組合 平成 22 年度 42 組合 ※ 23 年度以降は、火災共済又は自然災害共済を行う延べ組合数 ※ 22 年度と 23 年度以降については、集計方法が異なるため、単純に比較することはできない。 (出所:租税特別措置法調査)</p> <p>(生活衛生同業組合等) 全国理容生活衛生同業組合連合会(47 組合)</p>
		② 減収額	<p>平成 26 年度 2,366 百万円 平成 25 年度 2,388 百万円 平成 24 年度 2,354 百万円 平成 23 年度 2,407 百万円 平成 22 年度 1,241 百万円 ※ 当該年度の「異常危険準備金積立で損金算入した額」と「法人実効税率」から単純に推計しており、積立金取崩による益金算入を考慮していない。 (租税特別措置調査結果より、厚生労働省において推計)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立が行われている。 ○異常危険準備金積立残高 (消費生活協同組合等) 252,983 百万円(平成 26 年度) 231,520 百万円(平成 25 年度) 213,984 百万円(平成 24 年度) 192,678 百万円(平成 23 年度) 166,771 百万円(平成 22 年度)</p>

			<p>(出所:租税特別措置調査)</p> <p>(生活衛生同業組合等) 37.3 百万円(平成 26 年度) 37.3 百万円(平成 25 年度) 38.7 百万円(平成 24 年度) 40.5 百万円(平成 23 年度) 42.6 百万円(平成 22 年度) (出所:(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ)</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立が行われている。また、東日本大震災等の異常自然災害に対する準備金としての機能を果たした。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立が行われており、また、東日本大震災の発生時においても共済金の確実な支払いに資しているものであり、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。※ なお、巨大災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると実質的には税収減とはならない。 ※ 平成 21 年度末において異常危険準備金が 1,823 億円積み立てられていたところ、東日本大震災が発生した平成 22 年度においては異常災害損失により異常危険準備金を 218 億円取り崩している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的としている。 異常危険準備金の積立時の税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準の準備金の積立を促進する効果があり、政策目的を実現する手段として適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>異常危険準備金については、消費生活協同組合法及び生衛法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		③ 地方公共団体が協力を担うべき相当性	<p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置の実施により、適正な水準までの異常危険準備金の積み立てを促進していく。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	行政機関名	厚生労働省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、平成23年度以降における契約締結生命保険会社等の数10社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の適用額（平成26年度）について、「25年度収入を元にした推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度以降における契約締結生命保険会社等の数10社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「独立行政法人福祉医療機構が平成27年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉の見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことだった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える」と説明されているが、契約締結生命保険会社等の数に関して、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

独立行政法人福祉医療機構が平成27年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉的見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことであった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例（地方税）（法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第8項に規定する外国生命保険会社等（以下「生命保険会社等」という。）に対する事業税の課税標準の算定に当たり、生命保険会社等が（独）福祉医療機構と締結する心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約に基づく収入保険料について、課税対象となる収入保険料から控除するもの。[地方税法附則 § 9⑨]
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設
6	適用期間	当分の間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の扶養者が加入者となり、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、扶養者が心身障害者の将来に対して抱く不安の軽減を図るものであり、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。</p> <p>これについて、（独）福祉医療機構においては、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（以下「心身障害者扶養保険事業」という）を行うことで、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図っている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1</p> <p>《政策目的の根拠》 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第3条第1項</p>

		け	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること															
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 心身障害者扶養保険事業において、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を(独)福祉医療機構との間で締結する生命保険会社等(以下「契約締結生命保険会社等」という。)の数について、現状の水準(10社)を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 契約締結生命保険会社等の数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 契約締結生命保険会社等を確保することを通じ、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る。															
8	有効性等	① 適用数等	<p><生命保険契約の被保険者数及び保険料収入(総額)の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数(年度末)</td> <td>54,807</td> <td>52,708</td> <td>50,675</td> <td>48,767</td> </tr> <tr> <td>保険料収入(千円)</td> <td>5,430,910</td> <td>5,224,816</td> <td>4,217,169</td> <td>※4,058,385</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保険料収入は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」参照。 ※ 平成26年度の保険料収入は、25年度収入を元にした推計値。 ※ 心身障害者扶養共済制度は、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給するものであり、加入者は減少傾向にあるものの、年金支給人員数は年々増加している。</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767	保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767														
保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385														
		② 減収額	<p><減収額の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(千円)</td> <td>38,016</td> <td>36,573</td> <td>29,520</td> <td>28,408</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額は、保険料収入金額×保険業の標準税率(0.7%)で算出</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	減収額(千円)	38,016	36,573	29,520	28,408					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
減収額(千円)	38,016	36,573	29,520	28,408														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 心身障害者扶養共済制度の年金支給人員数は、平成22年度の49,467人から平成26年度には54,150人、年金支給総額は、平成22年度の119.5億円から平成26年度には130.2億円へとそれぞれ増加しており、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与していると評価できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 生命保険契約の被保険者数は、平成23年度の54,807人から平成26年度には48,767人、生命保険契約の保険料収入(総額)は、平成23年度の54.3億円から平成25年度には40.5億円へとそれぞれ減少しているものの、契約締結生命保険会社等の数は、平成23年度以降、10社を維持している状況にあり、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営に寄与しているものと考えられる。</p>															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 平成23年度において推計で38,016千円、平成26年度において推計で28,408千円の税収減が生じているものの、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営し、心身障害者に対する給付金を安定的に支給することを通じ、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与しており、税収減は是認されるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、契約締結生命保険会社等を確保する必要がある、これを実現する手段として、適確かつ必要最小限である。 また、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る観点から、心身障害者扶養共済制度の掛金はある程度低額に抑える必要がある、掛金をもとに保険料が支払われる生命保険契約において、生命保険会社等の負担の軽減を図るため、収入保険料に関する課税標準の特例が有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・国と地方公共団体による公費の投入 国と地方公共団体による公費の投入は、心身障害者に対して給付金を支給する基金の積立金不足を補填するためのものであり、その役割は明確に異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	心身障害者扶養共済制度は、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。
10	有識者の見解		「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」(平成19年9月25日) 今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるだけでなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきである。
11	評価結果の反映の方向性		収入保険料に関する課税標準の特例を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—